

障害福祉計画について

基本指針について

- 基本指針は、障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び障害自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。(平成18年6月26日告示、平成19年3月30日・平成21年1月8日・平成21年3月30日改正)
- 障害福祉計画は、この基本指針に即して、市町村・都道府県が作成

障害者自立支援法

(市町村障害福祉計画) ……第88条

- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量、その確保のための方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

(都道府県障害福祉計画) ……第89条

- 区域ごとの各年度の障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量、その確保のための方策
- 区域ごとの障害福祉サービス・相談支援に従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置に関する事項
- 各年度の障害者支援施設の必要入所定員総数
- 障害者支援施設の障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

計画期間について

18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度

第1期計画期間

第2期計画期間

第2期障害福祉計画の概要

障害福祉計画の基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

1. 障害者等の自己決定と自己選択の尊重
2. 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化
3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して、数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行う。

1. 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
2. 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
3. グループホーム等の充実を図り、入所から地域生活への移行を推進
4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進

障害福祉計画が目指す目標

地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、まずはこれらの課題に関し、新体系サービスへの移行を完了する平成23年度を目標年度として数値目標を設定する。

数値目標

1. 平成23年度末までに、第1期計画時点(平成17年10月1日)の施設入所者数の1割以上が地域生活に移行することを目指す
2. 平成24年度末までに、精神科病院の入院患者のうち、「受入条件が整えば退院可能な精神障害者」の解消を目指す
3. 平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を第1期計画時点の4倍以上とすることを目指す など

基本指針に定める数値目標

事項	数値目標
1 施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活に移行 ・平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者数から、7%以上削減することを基本
2 退院可能精神障害者の減少	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指し、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標を設定 ・都道府県においては、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成23年度末までの退院者数の目標値を定める
福祉施設から一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期計画時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい
3 就労移行支援事業の利用者数	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度までに第1期計画時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを旨とする
4 公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを旨とする
5 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、3割が障害者の態様に応じた多様な委託訓練を受講することを旨とする(※)
6 障害者試用事業の開始者	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、5割が障害者試用事業の開始者となることを旨とする(※)
7 職場適応援助者による支援の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、5割が職場適応援助者の支援が受けられるようにすることを旨とする(※)
8 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度末までに障害者雇用納付金制度に基づく職場適応援助者助成金の対象となる職場適応援助者が全国で800人養成されることを目指して、その計画的な養成を図ることとする
9 障害者就業・生活支援センターの設置数	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度において、福祉施設から一般就労に移行する全ての者が、障害者就業・生活支援センターによる支援を受けられるようにすることを旨とする ・障害者就業・生活支援センターを拡充し、中長期的には、全ての圏域で1カ所ずつ設置することを旨とする

※「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に掲げる福祉施設から一般就労への移行を図るための数値目標について(平成18年9月29日 職高発0929004号・能発0929002号・社援発0929012号 厚生労働省職業安定局・職業能力開発局・社会・援護局長連名通知)に基づく数値目標

第3期障害福祉計画について

「第3期障害福祉計画については、平成23年度中に平成24年度から平成26年度までを期間として作成」(基本指針：平成18年厚生労働省告示第395号)

【留意事項】

①一部改正法の内容を反映することが必要。

(地域移行支援・地域定着支援の個別給付化、同行援護の創設、障害児施設の見直し等)

②障害者総合福祉法(仮称)は平成25年8月までの実施を目指している。

⇩
計画期間中に計画を見直すこととなる可能性がある。

上記を踏まえ、第3期計画作成に当たっての基本的な考え方を検討しているところであり、今後、課長会議等においてお示していく予定。

→都道府県・市町村におかれは、第2期計画の実績値の把握や地域の課題の整理などに着手されたい。